

令和2年5月18日		
所 属	保育管理課	こども入所支援担当
所属長	谷 章	西田 啓行
電 話	06-6489-6254	06-6489-6369

兵庫県の休業要請の変更に伴う保育施設（事業所）の対応について

尼崎市では、兵庫県が定めた休業要請を行わない施設に勤務する方など、真にやむを得ないと判断した場合のみ保育の実施をお願いしているところですが、この度、兵庫県において、5月16日以降休業要請を行わない施設に追加があったため、5月16日以降の保育施設（事業所）の対応について、次のとおりとします。

1 保育の対象施設について

兵庫県において追加された、5月16日以降休業要請を行わない施設を保育の対象に加えます。

2 実施期間について

5月31日（日）まで（変更なし）

3 その他

(1) 保育申出書の提出について

兵庫県において追加された、5月16日以降休業要請を行わない施設に勤務する方が保育を希望する場合は、保育申出書の提出等をしていただきます。

(2) 在宅保育中の支援について

引き続き、保育施設（事業所）から必要に応じて電話での育児相談や健康面の聞き取り等を行います。

(3) 5月分の保育料等について

引き続き、登園自粛のお願いにより在宅保育に協力いただいた場合は、日割り計算等による軽減措置を実施します。

以 上

事務連絡
令和2年5月16日

各保育施設（事業所）長 様

尼崎市 長

兵庫県の休業要請の変更に伴う保育施設（事業所）の対応について（通知）

現在、兵庫県が定めた休業要請を行わない施設に勤務する方など、真にやむを得ないと判断した場合のみ保育の実施をお願いしておりますが、兵庫県において、5月16日以降休業要請を行わない施設に追加があったため、本市の対応につきましても以下のとおり変更させていただきます。

1 保育の対象施設について

兵庫県において追加された、5月16日以降休業要請を行わない施設を保育の対象に加えます。（追加された施設の詳細は裏面「5月16日以降休業要請を行わない施設」を参照。）

※なお、引き続き、子ども、保護者、職員への感染防止、ひいては子どもの命を守るため、真にやむを得ないと判断した場合のみ保育の実施をお願いします。

2 実施期間について

5月31日（日）まで（変更なし）

※保護者からの申出書の提出等に時間を要すること等から、各施設において準備期間を設定していただいております。

3 保育申出書の提出について

兵庫県において追加された、5月16日以降休業要請を行わない施設に勤務する方が保育を希望する場合は、保育申出書を提出等していただいております。（勤務状況欄の「□上記以外の理由」にレ点をした上で、勤務先名を記載していただいております。）

※なお、引き続き、対象施設に勤務する場合であっても、保育施設が濃厚接触の場となることも踏まえ、できる限り在宅で保育を行っていただきますよう、また、やむを得ず受け入れる場合も、勤務等の都合がつき次第お迎えをしてもらうように保護者へ要請してください。また、在宅での保育を支援するために、少なくとも週1回は電話での育児相談や健康面の聞き取り等をお願いいたします。

4 保育料等について

家庭での保育にご協力いただいた場合は、引き続き、日割り計算等による軽減措置を実施いたします。

5 その他

兵庫県の休業要請については国の緊急事態宣言に基づき実施していますが、現在、国の緊急事態宣言が早期に解除される可能性があり、今後の国・県の動向によっては、市の対応方針についても変更になります。

以上

5月16日以降休業要請を行わない施設

施設の種類	内 訳
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等
集会・展示施設	貸会議室
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等
博物館等	博物館、美術館、図書館 等 ※西播磨・但馬・丹波地域以外の県立施設は除く。
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分）	—
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗
遊興施設 ※床面積の合計が 1,000 m ² 以下 （クラスター発生施設等を除く）	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場 等
運動施設、遊技施設 ※床面積の合計が 1,000 m ² 以下 （クラスター発生施設等を除く）	マーじゃん店、パチンコ屋、ゲームセンター、屋外水泳場 等

令和2年5月16日

保護者の皆さまへ

尼崎市 市長

兵庫県の休業要請の変更に伴う保育施設（事業所）の受け入れについて（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

このたび、兵庫県において、5月16日以降休業要請を行わない施設に追加があったため、本市の対応につきましても、次のとおり変更させていただきます。

なお、子どもや保護者、職員への感染防止、ひいては子どもの命を守るため、保育施設（事業所）での、子どもの受け入れを限定することについては、引き続き実施致します。

1 保育の対象施設について

兵庫県において追加された、5月16日以降休業要請を行わない施設を保育の対象に加えます。

（※追加された施設の詳細は裏面「5月16日以降休業要請を行わない施設」をご覧ください。）

なお、対象施設に勤務する場合であっても、保育施設（事業所）が濃厚接触の場となることも踏まえ、登園を自粛されている場合や、お仕事の都合がつく場合なども含め、在宅での保育を行っていただきますようお願い致します（原則テレワークを含む）。また、やむを得ず登園される場合も、勤務等の都合がつき次第お迎えに来ていただきますよう、お願い致します。

2 実施期間について

5月31日（日）まで（変更なし）

※各施設において準備期間を設定する場合がございます。ご了承ください。

3 保育申出書の提出について

兵庫県において追加された、5月16日以降休業要請を行わない施設に勤務する方など、新たに保育施設（事業所）を利用する方につきましては、下記 URL の「保育申出書」に必要事項を記載の上、ご利用の保育施設（事業所）にご提出いただきますようお願い致します。

（保育申出書）

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/020/277/200428_mousidesyo.pdf

→保育申出書の勤務状況欄の「上記以外の理由」にレ点をした上で、勤務先名を記載してください。

4 その他

- ① 在宅保育中の支援について、緊急事態宣言に係る兵庫県の方針に基づき、ご利用の保育施設（事業所）から必要に応じて電話での育児相談や健康面の聞き取り等をさせていただきます。
- ② 保育料等について、家庭での保育にご協力いただいた場合は、引き続き、日割り計算等による軽減措置を実施致します。
- ③ 兵庫県の休業要請については国の緊急事態宣言に基づき実施していますが、現在、国の緊急事態宣言が早期に解除される可能性があり、今後の国・県の動向によっては、市の対応方針についても変更になります。

以上

5月16日以降休業要請を行わない施設

施設の種類	内 訳
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等
集会・展示施設	貸会議室
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等
博物館等	博物館、美術館、図書館 等 ※西播磨・但馬・丹波地域以外の県立施設は除く。
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分）	—
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗
遊興施設 ※床面積の合計が1,000㎡以下（クラスター発生施設等を除く）	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場 等
運動施設、遊技施設 ※床面積の合計が1,000㎡以下（クラスター発生施設等を除く）	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、屋外水泳場 等